

ときわ苑短期入所ホーム

〔 (介護予防)短期入所生活介護 〕

運営規程

社会福祉法人 憲 寿 会

ときわ苑短期入所ホーム 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人憲寿会（以下「本会」という。）が開設するときわ苑短期入所ホーム（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、栄養士、機能回復訓練員（以下「短期生活入所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の短期入所生活介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り、居宅におけるその有する能力に応じた日常生活を、本事業の利用時にも継続できるよう、さらに社会的交流の促進及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ときわ苑短期入所ホーム
- (2) 所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は併設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホームときわ苑）と兼務とし、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所への利用申込みに係る調整、利用者またはその家族への相談助言及び必要な支援を行うとともに、他の従事者との連絡調整、指導助言を行い、さらに市町村や他の介護サービス機関との連携し、介護サービスの実施にあたる。
- (3) 介護職員 23名以上・看護職員 3名以上
生活相談員と密接な連携を図り、短期入所生活介護計画に従った介護を行う。
- (4) 栄養士及び管理栄養士 1名以上
栄養士及び管理栄養士は、短期入所生活介護サービス利用者の栄養管理を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能回復訓練員は、短期入所生活介護サービス利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (6) 嘱託医師 1名以上
医師は、短期生活入所介護サービス利用者の健康管理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 24時間体制

(利用定員)

第6条 指定短期入所生活介護の利用定員は8名とする。

(指定短期入所生活介護の内容、形態及び利用料)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等が作成した居宅介護サービス計画書に基づき、可能な限り居宅における生活形態の継続を図るように配慮し、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅介護サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち、利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 施設設備の利用に関すること

- ア 居室の提供
- イ 居室内備品（床頭台、衣服棚等）の使用
- ウ 指定介護老人福祉施設との共用部分（デイルーム等）の利用

(2) 身体介護に関すること

利用者の日常生活動作（以下「ADL」という。）及び疾病の程度により、必要な援助、支援及びサービスを提供する。

- ア 給食の提供
- イ 食事準備、後片付けの介助
- ウ 食事摂取の介助
- エ 排泄の介助
- オ 衣服着脱の介助
- カ 入浴の介助
- キ 身体の清拭、洗髪その他の整容
- ク 移動、移乗の介助
- ケ 通院等の介助
- コ バイタルチェック、看護処置
- サ 嘱託医師の往診及び医師による医療的処置
- シ その他必要な身体ケア

(3) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな入所生活を送ることができるよう、生活援助や機能低下を防ぐため必要な訓練及び各種のサービスの提供を行う。

- ア レクリエーション
- イ グループワーク
- ウ 行事的活動
- エ 体操
- オ 機能訓練
- カ 休養（養護）

(4) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援、サービスを提供する。

- ア 移動、移乗動作の介助
- イ 送迎

(5) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護とうに関する相談及び助言を行う。

- ア 身辺自立に向けての相談、助言
- イ 装具、自助具等の利用に関する相談、助言
- ウ 介護技術、方法に関する指導、相談、助言
- エ その他必要な相談、助言

(指定短期入所生活介護の利用申込み及び入所の決定)

第8条 指定短期入所生活介護を利用する者又は指定居宅介護支援事業者は、別に定める指定短期入所生活介護利用申込書を管理者あてに提出するものとする。

- 2 管理者は、指定短期入所生活介護利用申込書を受理後速やかに入所の要否を決定し、利用者又はその家族に連絡するものとする。ただし、緊急を要する入所の場合は、要介護認定及び居宅介護サービス計画作成後あらためて申込書を提出津市手もしても差し支えないものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

第9条 指定短期入所生活介護を提供した利用料の額は、別紙記載のとおり、厚生大臣が定める指定短期入所生活介護の基準額とする。

- 2 当該利用に係る送迎費及び食材費は、別紙に定めるとおり、別途徴収する。
- 3 本規程第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎費は実費を徴収する。換算方法は以下のとおりとする。
 - (1) 通常の実施地域の境界バス停より当該利用者宅の最短バス停までの民間バス運賃
 - (2) バス運賃は、当該指定短期入所生活介護利用時の民間バス運賃表により換算
- 4 利用料その他必要な経費については、文書等で利用者及びその家族の同意を得、必ず署名捺印をもらうものとする。
- 5 指定短期入所生活介護の利用料等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は指定の銀行への口座振込により納付するものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が発生した場合は、管理者及び従事者は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、必要に応じて協力医療機関へ搬送する等適切な処置を講ずるものとする。

- 2 緊急時の対応要領、連絡網については、別にこれを定める。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、八重瀬町、糸満市、南風原町、豊見城市、那覇市の5市町村とする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第14条 入所者は、施設利用に当たっての以下のことに留意すること。

(1) 入所者は努めて健康に留意すること

(2) 来訪者は、面会時間を厳守し、面会の際には職員へ届け出面会人名簿に記入すること。

(3) 入所者が、外出しようとするときはその都度、外出、外泊先及びその用件、施設に帰着する予定日時などを施設長に届け出てその承認を受けること。

(4) 宗教や習慣上の相違等で他人を排撃し、または自己の利益のために個人の自由を束ないこと。

(5) 他人の身体に危害を及ぼす暴力行為、武装、危険物の所持、又は泥酔しないこと。

(6) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊しないこと。

(7) その他、故意に秩序や風紀を乱す等、施設の安全、衛生を害する行為をしないこと。

(守秘の遵守)

第15条 事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務がある。

2 事業者は、従事者に対し、従事者でなくなった後も利用者又はその家族の秘密を保持する旨を説明し、従事者の雇用契約の内容とする。

(介護サービス計画の作成等)

第16条 事業所は、利用者の居宅サービス計画書に基づき、利用時の介護サービス計画を作成し、継続的なサービスの提供に努める。ただし、居宅介護サービス計画が作成捕れていない場合は、利用者又はその家族等と相談の上、介護サービス計画を作成し、利用者等の同意を得る。

2 事業所は、居宅サービス計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第17条 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日数及び内容等及び、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持するサービス提供記録に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じるとともに、利用者等に説明するものとする。

(損害賠償)

第19条 管理者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第23条 事業所は、指定短期入所生活介護従事者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、本会の年間研修計画に基づき、実施するものとする。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護事業を行うためのサービス提供記録、利用料出納簿等必要な帳簿を整備するものとする。

- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。（第5条、第11条、第13条、第19条、
第20条、第21条、別紙 改正）

附 則

この規程は、令和6年8月1日より施行する。（第9条 別紙 改正）

(別紙)

サービス利用料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の 要介護度サー ビス利用料金	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保 険から給付さ れる金額	4,059 円	5,049 円	5,427 円	6,048 円	6,075 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利 用に係る自己 負担(1-2)	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
4. 食事に係る 標準自己負担 額	第1段階 300円	第2段階 600円	第3段階① 1,000円	第3段階② 1,300円	第4段階 1,445円		
5. 居住費に係 る標準自己負 担額	第1段階 0円	第2段階 430円	第3段階① 430円	第3段階② 430円	第4段階 915円		

以下のサービスはご契約者の負担となります

- ・ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位 (円) × 日数
- ・ 夜勤職員配置換算 (Ⅰ) 13単位 (円) × 日数
- ・ 送迎加算 (片道) 184円
- ・ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 13.6%
- ・ 機能訓練体制加算 12単位